

# ☆戦後七十六年憲法の行方

― 憲法の現在と未来 ―

◆六都府県に八月末までコロナ緊急事態宣言が出されたなか、今日オリンピックが、さまざまな問題を残して閉幕します。そして間もなく七十六年目の敗戦記念日を迎えます。

◆原爆が投下された七十六年前の一日(六日)は広島で十四万人、明日(九日)は長崎で七万人、計二十一万人が、ほとんど一瞬で亡くなりました。コロナの死者数が一年半で1・5万人と比べると、原爆が、そして戦争というものがいかに凄まじい悪であるかが分かるのではないのでしょうか。

## 戦後七十六年目の敗戦記念日を迎える

◆国民の目がオリンピックに釘付けになっていいる中で、十五日には七十六年目の敗戦記念日を迎えます。コロナの問題は重大ですが、平和、人権、自由、そして国民の生命を守る基礎となる憲法の問題も重大です。

◆この七十六年の間に日本人の人口の85%が戦争を知らない戦後生まれになりました。それと共に、あの戦争は間違っていないなかったとか、日本は近隣諸国に悪いことはしていないという歴史修正主義が台頭してきました。

◆一九八五年、ドイツのワイツゼッカー大統領は、戦後四〇年を総括する演説の中で、「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる」と言いました。過去に目を閉ざす歴史修正主義は、現在にも盲目になり、国の行方を危うくするのです。

## 未完の憲法をよりよいものに完成させよう

◆敗戦記念日を迎えるにあたり、私たちは、原爆や沖縄の凄惨な被害の事実と共に、加害の事実も正視し、いまの憲法を守るだけではなく、よりよき憲法に完成させてゆく姿勢を持つべきではないでしょうか。

◆一つはいまの憲法前文には「植民地主義への反省」がありません。かつてこれが、近隣諸国にいかにかに深刻な被害と傷跡を残したか、憲法の前文には率直に反省する文言を入れるべきでしょう。

◆もう一つは「沖縄問題」です。日本は戦後、非戦非武装の憲法を作るにあたり、当時日本国でなかった沖縄に軍備を集中させる事によって、それを繕おうとしました。その沖縄問題を解決してこそ真の平和憲法に近づくのです。

二〇二一年八月八日  
★浜松市憲法を守る会  
月例護憲平和行進

(日)護憲平和行進(通算654回目)  
事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五  
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第九条「戦争の放棄・交戦権の否認」

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。